

第4号議案

令和5年度 P T A活動年間計画案

「期間：令和5年4月～令和6年4月」

委員会	内 容	頻 度
あいさつ	<ul style="list-style-type: none"> ● あいさつ運動の実施 ● 活動実績の提出を行い、学校と通学状況の共有 ● 通学路の状況次第で活動場所の変更を検討 	月4回 毎月
厚 生	<ul style="list-style-type: none"> ● ベルマーク、トナー、カートリッジ回収、整理 ● 資源回収 奨励金交付申請 ● ベルマーク教育助成財団へのベルマーク発送 ● トナー、カートリッジ発送 ● 「資源回収看板」の破損点検・張り替え ● ベルマーク教育助成財団「ベルマーク説明会」出席 ● Web ベルマークの普及・推進 ※活動内容については随時検討	前期1回 後期5回 前・後期 各1回 前・後期 各1回 随時 随時
校 外	<ul style="list-style-type: none"> ● P T A活動研修会・校外部会出席 ● 「あいさつ運動・駐輪禁止ポスター」募集、貼り替え ● 「交通安全父母の会」総会及び会議出席 ● 交通安全運動キャンペーン参加 ● 地域巡回パトロール活動情報交換会出席 ● こども110番情報交換会、登録確認、ステッカー貼り替え ● 令和6年度入学式準備（交通安全ワッペン贈呈） 	1回 2回 5回 11回 2回
玉 川	<ul style="list-style-type: none"> ● 「玉川ふれあい祭」を企画 ● 準備・運営ボランティアスタッフ募集を実施 ● 「玉川ふれあい祭」説明会を実施 ● 「玉川ふれあい祭」を実施 	
卒業対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 卒業対策委員会だよりの発行 ● 卒業を祝う会のレクリエーション ● 卒業記念品の選定・発注 ● 卒業式の準備 	3回

※日程は決定に応じて活動します。

※研修会・講演会・大会応援等は随時あります。

※活動内容が一部変更になる場合があります。

第5号議案

令和5年度 P T A事業計画案

「期間：令和5年4月～令和6年4月」

内 容
<ul style="list-style-type: none">● 入学式の手伝い（受付、案内等）● 委員総会の開催● P T A総会の開催（2回）● 実行委員会の開催（9回）● 運動会の手伝い（受付、案内等）● 側溝清掃実施● 夏休み親子工作教室の開催（今年度は新型コロナウイルス感染防止のため中止）● 「玉川ふれあい祭り」全体説明会の開催● 「玉川ふれあい祭り」の開催● 卒業式の手伝い（受付、案内等）● 離任式出席● 玉友会（P T A O B ・ O G会）出席（3回）● 玉川地区三校連P T A協議会出席 *三校：玉川中学校、下沼部小学校、玉川小学校● 玉川中学校区地域教育会議出席● 玉川中学校区地域教育会議 地域活性化委員会セミナー準備及び開催● 学校教育推進会議出席● 学校保健委員会出席● 川崎市P T A連絡協議会との連携 *役員研修会参加、総会出席など● 中原区P T A協議会との連携 *総会/運営委員会出席、P T A会長会議出席、バレーボール大会参加、 区P交流発表会参加など● 各種研修会・講演会参加（市P/区P主催）● 母と女性教員の会出席● 子ども文化センター運営会議、イベントお手伝い出席

※日程は決定に応じて活動します。

※研修会・講演会・大会応援等は随時あります。

※活動内容が一部変更になる場合があります。

第6号議案

令和5年度

川崎市立玉川小学校PTA会計予算案

(歳入)

項目	年度予算額	摘要
会費 児童	1,365,000	250×世帯数(455)×12
教職員	120,000	250×教職員数(40)×12
繰越金	1,302,918	令和4年度より繰越金
合計	2,787,918	

(歳出)

項目	節	予算額	摘要	
運営費	1	会議費	200,000	役員会、実行委員会
	2	消耗品費	30,000	事務用品等
	3	印刷費	150,000	印刷用紙、印刷トナー、マスター等
	4	通信費	200,000	切手、役員通信費、インターネット接続費、SNS等維持管理費
	5	雑費	30,000	PTA会議室雑用品、ごみ処理代等
		計	610,000	
活動費	6	あいさつ活動費	25,000	活動費
	7	広報活動費	100,000	PTA広報誌発行、活動費
	8	卒業対策活動費	12,000	活動費
	9	厚生活動費	20,000	ベルマーク、資源回収、活動費
	10	校外活動費	30,000	ポスター張替、活動費
	11	玉川活動費	10,000	活動費
	計	197,000		
特別活動費	12	区P活動費	180,000	区P協等関係活動参加費
	13	渉外活動費	200,000	対外活動、慶弔、見舞い
	14	表彰奨励費	200,000	卒業記念品代、運動会参加賞等
	15	行事協力費	400,000	学校行事全般、式典花代等
	16	危機管理費	30,000	災害等危機管理代
	計	1,010,000		
分担金	17	分担金	5,500	各種分担金
	18	保険料	40,000	AIU保険料
		計	45,500	
予備	19	備品積立金	30,000	
	20	修繕積立金	100,000	PTA会議室トイレ等修繕費用として
	21	予備費	95,418	予備費
	22	繰出金	700,000	児童の学校生活応援等のため特別会計へ繰出
	計	925,418		
	総計	2,787,918		

川崎市立玉川小学校PTAサークル活動に関する内規

サークル活動は、原則として現会員の相互交流・親睦を目的とする。また、活動場所は、原則として川崎市立玉川小学校内とする。

1. 各サークルは活動参加名簿を年度初めに作成しPTA実行委員会に提出する。また、変更したときには、速やかに通知する。
2. 下記の場合は、学校（教務主任）の許可を得る。
 - a. サークル活動のために学校の施設（教室・体育館）を使用する場合。
 - b. 他校との交流等で部外者が来校する場合。
 - c. 玉川小学校PTAとして対外的な活動を行う場合。（PTA実行委員会並びに学校の許可を得る。）
 - d. その他、必要と思われる場合。
3. 活動当日は、各サークルの代表者が責任を持って活動するものとする。
4. 活動に際しては、学校から許可を得た場所以外への立ち入りを禁止し、授業などの迷惑にならないようにする事。また、施設の使用後は必ず清掃し火の元・戸締りの確認を行い、鍵を所定の場所に返却する。
5. PTAとして活動中の事故・ケガなどが生じた場合は、速やかにPTA役員に報告すること。
6. サークル活動のために必要な経費が生じた場合は、補助します。
7. 政治的・宗教的な活動並びに営利目的の活動は禁止する。
8. サークルを解散したとき、活動停止しているときには、速やかにPTA実行委員会に届け出をするものとする。

サークル活動を設立する内規

1. サークル設立には、10名以上の会員を必要とする。
2. サークル責任者は、サークル名、活動内容、参加名簿等をPTA実行委員会までに提出し、承認を得るものとする。

川崎市立玉川小学校PTA内規

- 第1条 規約1条に基づき、この内規を定める。
- 第2条 教職員の慶弔に関しては、次の通りとする。
1. 教職員がその功労により表彰を受けたときは、実行委員会に函って祝意を表す。
 2. 教職員が異動・退職する場合には、記念品（花束等）を贈る。
 3. 教職員の死亡 会として5千円及び花輪。
 4. 教職員の配偶者及び子の死亡 会として3千円。
- 第3条 業職員については、教職員に準ずる。
- 第4条 保護者及びその家族の弔事に関しては、次の通り香典を送り弔意を表す。
1. 保護者の死亡 P T A名5千円。
 2. 児童の死亡 P T A名5千円。
 3. 保護者の子の死亡 会として3千円。
- 第5条 役員会構成員・会計監査・実行委員委員長・副委員長の退会、離任に際しては、記念品を贈る。
- 第6条 見舞金は、会長・副会長が協議し認めた場合、学校・P T A連名で5千円。
- 第7条 その他必要と認めるときは、役員会または実行委員会での都度協議をする。

昭和62年4月1日施行。

平成28年4月1日改正。

個人情報取扱いに関する細則

第1条（責務）

本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本細則に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正におこなう。

第2条（個人情報の定義）

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。

第3条（管理者）

本会における個人情報の管理者は会長とする。

第4条（取扱者）

本会における個人情報の取扱者は役員会および委員会とする。

第5条（守秘義務）

個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その役職を退いた後も同様とする。

第6条（個人情報の取得）

個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め公開し、原則として本人から直接取得する。また、円滑なPTA活動をおこなうために、以下の情報を取得する。

1. 会員の氏名・連絡先（住所・電話番号・メールアドレス）
2. 会員の子どもの氏名・クラス
3. 必要に応じ、会員や会員の子どもの写真

第7条（個人情報の利用目的）

取得した個人情報は以下の目的のために使用する。

1. PTAの活動における連絡および名簿の作成
2. 広報紙の作成などにおける写真等
3. 関係機関および関係団体からの依頼
4. 役員選出
5. PTA活動の諸連絡

第8条（管理および保管）

個人情報は、管理者または取扱者が適正に管理し保管する。また、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第9条（第三者提供の制限）

個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供をおこなわないものとする。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体または財産保護のために必要な場合
3. 公衆衛生の向上または生徒の健全育成の推進に必要な場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第10条（情報の開示等）

本会は、本人からの個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に従ってこれに応じる。

第11条（情報漏えい対策）

個人情報を漏えい（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

第12条（苦情の処理）

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

附 則

本細則の改正は、総会にて決定する。

本細則は、平成30年4月1日より実施する。

川崎市立玉川小学校PTA規約

第一章 総 則

第一条 この会は、川崎市立玉川小学校PTA(父母と教職員の会)と称し、事務局を同校内におく。

第二条 この会は父母と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第三条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 一 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活を指導する。
- 二 児童の生活環境をよくする。
- 三 よい父母、よい教師となるように努める。

第四条 この会は、教育を本旨とする民主的団体として次の方針に従って活動する。

- 一 児童の教育並びに福祉のために活動する。
- 二 他の団体および機関と協力する。
- 三 いっさいの政治活動・宗教活動および営利活動をしない。
- 四 教職員の人事には干渉しない。

第二章 会 員

第五条 この会の会員は次の通りとする。

- 一 玉川小学校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる者および教職員。

第三章 役 員

第六条 この会に次の役員をおく。

- 一 会長一名(父母)
- 二 副会長若干名(父母)
- 三 会計若干名(父母)
- 四 書記若干名(父母)

第七条 役員の任期は一年とし、再選をさまたげない。

第八条 役員の任務は次の通りである。

- 一 会長はこの会を代表し、会務を統轄する。
- 二 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- 三 会計は、この会の経理事務を処理する。
- 四 書記は議事録を作成し、文書を処理・管理する。

第九条 役員の選出は次の方法による。

- 一 役員は、年度末総会において選出する。
- 二 役員候補者は推薦委員会において推薦する。
- 三 推薦委員会は次の①、②によって選出された者によって構成する。
 - ① 役員選出時期において実行委員会を構成する役員、各常任委員会の委員長。
 - ② 教員の中から互選により選出された二名
- 四 推薦委員会は、原則として役員の候補者を挙げ、本人の同意を得て総会の五日以前に会員に通知する。
- 五 役員候補を希望する者は、推薦委員会発足より二週間以内に書記を通して申し出ることが出来る。

第四章 機 関

第十条 この会に次の機関をおく。

- 一 総会
- 二 実行委員会
- 三 常任委員会
- 四 特別委員会

第十一条 総会は、この会最高の議決機関で、年度事業計画・年度予算決算・役員の選出、その他重要事項の決議あるいは承認を行う。

第十二条 総会は、年度始めおよび年度末に会長がこれを招集し、必要ある時は臨時総会を開くことができる。なお、総会は、集合形式又は書面形式にて行う。

第十三条 総会は、議決権行使書・委任状を含め会員の五分の一以上の出席をもって成立し議決はその過半数をもってする。

第十四条 実行委員会はこの会の役員、各常任委員会の正副委員長と校長等をもって構成する。

第十五条 実行委員会の任務は次の通りである。

- 一 総会の議決事項を執行する。
- 二 総会に提出する議案書を作成する。
- 三 各委員会によって立案された事業計画を、審議検討する。
- 四 特別委員会設置に関する事項を決定する。
- 五 役員補充その他必要事項を審議決定する。

第十六条 実行委員会は原則毎月一回、集合形式又は書面形式にて開かれ、二分の一以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数とする。

第十七条 常任委員会の種類および任務は次の通りとする。

- 一 厚生委員会は、児童の教育環境整備のための諸活動を行う。
- 二 校外委員会は、児童の校外生活の安全指導に協力する
- 三 玉川委員会は、玉川まつり等の計画と実施に努める。
- 四 あいさつ委員会は、あいさつ見守り運動等の実施に努める。
- 五 卒業対策委員会は、六学年の卒業式及び関連行事のための諸活動を行う。

第十八条 常任委員会は、各学年から互選により選出された委員をもって構成する。

第十九条 各常任委員会の正副委員長は、各委員会に選出されている委員の互選により選出した者を会長の委嘱により決定する。前年度の推薦委員会において、各委員会の正副委員長の立候補・推薦があった場合、全会員に通知し総会で承認を得て、決定する。(総会以降は新年度の懇談会まで立候補は認めない。)

第二十条 特別委員会は実行委員会が必要と認めた場合設けることができる。

第五章 会 計

第二十一条 この会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

第二十二条 会費の額は総会で決める。

第二十三条 会費は、一世帯につき月額二百五十円とする。

第二十四条 この会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第六章 会計監査

第二十五条 この会の経費を監査するため、会計監査委員若干名をおく。その任期は一年とする。

第二十六条 会計監査委員の選出は、役員の選出方法に準じて行う。

第二十七条 会計監査委員はこの会の会計を監査し、その結果を年度始めの総会にて報告する。

第七章 個人情報取り扱い

第二十八条 個人情報については適正に管理し、個人の権利利益を保護する。また、取扱いに関する細則については別に定める。

付 則

第二十九条 この規約は総会の議決を経なければ改正することができない。

第三十条 この会の運営に関し、必要な細則はこの規約に反しない限り、実行委員会の議決を経て定めることができる。

この規約は、昭和四十一年四月一日より実施する。

この規約は、平成五年三月三十一日に一部改正し、同年四月一日より施行する。

この規約は、平成十二年三月三十一日に一部改正し、同年四月一日より施行する。

この規約は、平成十三年三月三十一日に一部改正し、同年四月一日より施行する。

この規約は、平成十四年三月三十一日に一部改正し、同年四月一日より施行する。

この規約は、平成十七年三月七日に一部改正し、同年四月一日より施行する。

この規約は、平成十九年五月十五日に一部改正し、同年四月一日より施行する。

この規約は、平成二十四年三月七日に一部改正し、同年四月一日より施行する。

この規約は、平成二十七年三月五日に一部改正し、同年四月一日より施行する。

この規約は、平成二十八年三月七日に一部改正し、同年四月一日より施行する。

この規約は、平成三十年三月五日に一部改正し、同年四月一日より施行する。

この規約は、令和二年七月十五日に一部改正し、同日より施行する。

この規約は、令和五年一月二十日に一部改正し、同年四月一日より施行する。